

運用実績

基準価額

9,297円

前月末比

+9円

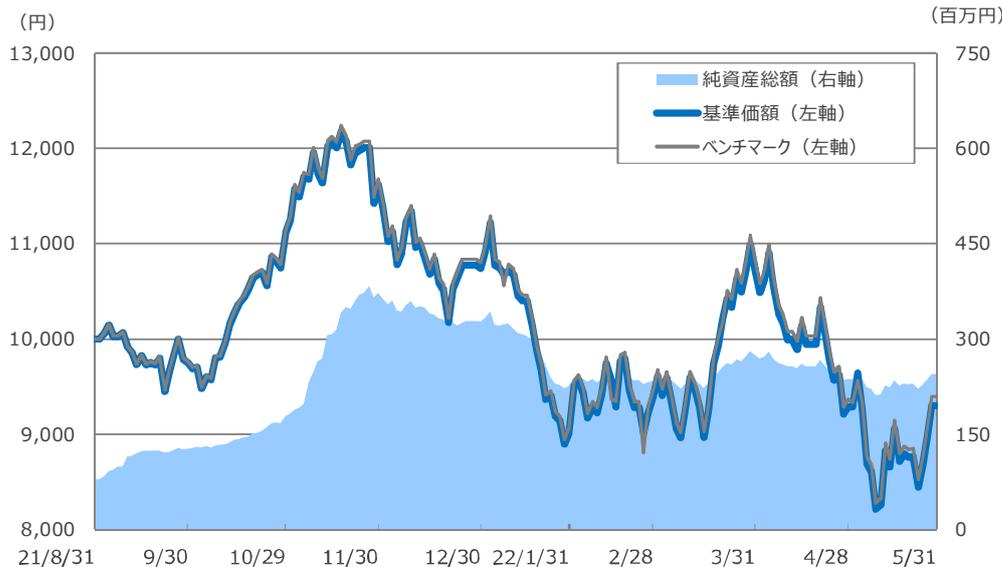
純資産総額

244百万円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2021年8月31日

基準価額等の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※ベンチマークは、SBI・GS NexGenインデックス（代替エネルギー）（円ベース）です。

ベンチマークの詳細につきましては、後掲の「ベンチマークについて」をご参照ください。

※ベンチマークは、ファンドの設定当初の値が基準価額と同一となるよう指数化しています。

資産構成

| 本ファンド | | 比率 |
|-----------------------------------|--|--------|
| SBI・GS NexGen マザーファンド（代替エネルギー） | | 100.2% |
| 現金等 | | -0.2% |
| マザーファンド | | 比率 |
| ユーロ円債 | | 99.0% |
| 現金等 | | 1.0% |

※比率は純資産総額に対する割合です。

※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※マザーファンドはユーロ円債を主要投資対象としません。

期間収益率

| | 設定来 | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 5年 |
|--------|--------|--------|--------|---------|----|----|----|
| ファンド | -7.03% | 0.10% | -1.06% | -19.98% | - | - | - |
| ベンチマーク | -6.08% | 0.25% | -0.71% | -19.60% | - | - | - |
| 差 | -0.95% | -0.15% | -0.35% | -0.38% | - | - | - |

※ファンドの期間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。

※ベンチマークの収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しています。

収益分配金（税引前）推移

| 決算期 | - | - | - | - | - | 設定来累計 |
|-----|---|---|---|---|---|-------|
| 決算日 | - | - | - | - | - | |
| 分配金 | - | - | - | - | - | |

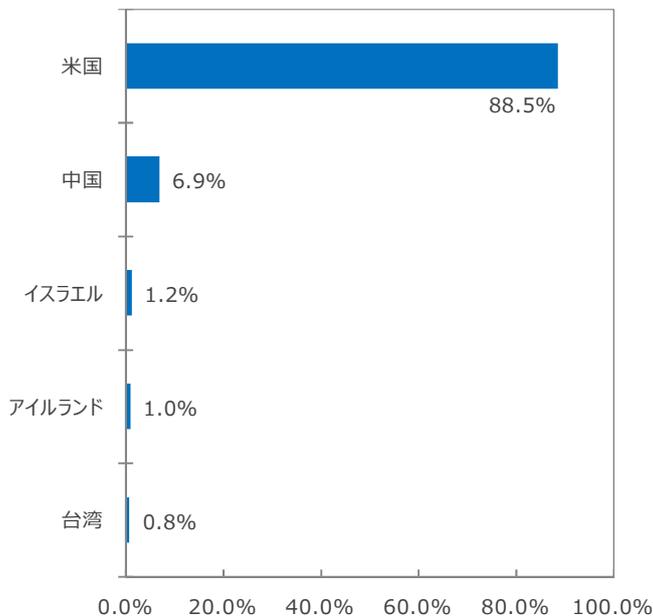
※収益分配金は1万口当たりの金額です。

※後述の「本資料のご留意点」を必ずご覧ください。

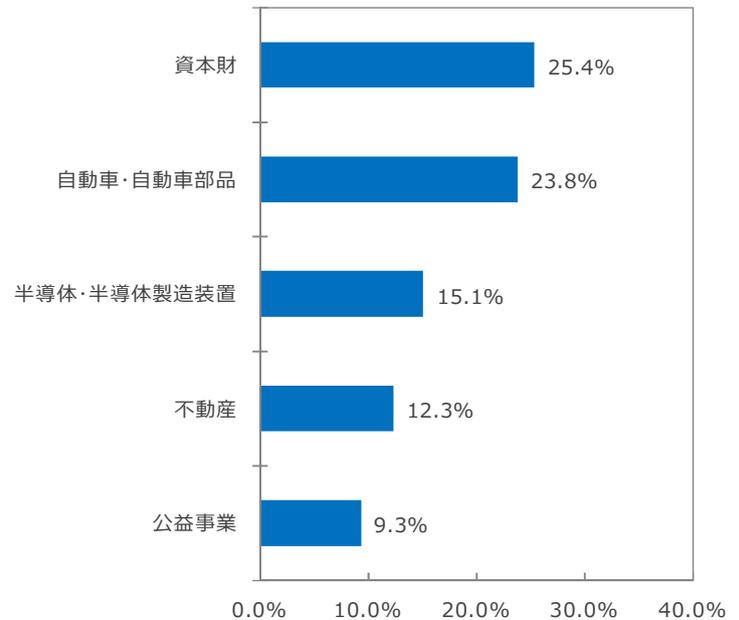
(参考情報) ベンチマーク (SBI・GS NexGenインデックス (代替エネルギー) (円ベース)) の状況

2022年5月27日基準

組入上位国・地域



組入上位業種



組入上位5銘柄

| 銘柄名 | 国・地域 | 業種 | 比率 |
|--|------|---------------|-------|
| 1 エヌビディア 3次元 (3D) グラフィックスプロセッサと関連ソフトウェアの設計・開発・販売会社。 | 米国 | 半導体・半導体製造装置 | 3.04% |
| 2 アップル iPhoneをはじめとするモバイル通信機器、PC、各種関連ソフトウェア・サービスの設計、製造、販売。 | 米国 | テクノロジー・ハードウェア | 2.84% |
| 3 蔚来汽車 (ニオ) 中国の電気自動車・部品メーカー。製品の販売のほか、充電サービスも提供。 | 中国 | 自動車・自動車部品 | 2.80% |
| 4 テスラ 高性能電気自動車と電気自動車パワートレイン部品の設計・製造・販売会社。 | 米国 | 自動車・自動車部品 | 2.56% |
| 5 フォード・モーター 自動車およびトラックの設計・製造・サービスを手掛ける。 | 米国 | 自動車・自動車部品 | 2.32% |

※ゴールドマン・サックス、Bloomberg等のデータを基にSBIアセットマネジメントが作成しています。
データは原則として、当ファンドの月次レポート基準日の前営業日基準となります。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

| | |
|----------|---|
| 株価変動リスク | 一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |
| 信用リスク | 有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。 <ゴールドマン・サックス・インターナショナルとのスワップ取引に関するリスク> 主要投資対象とするユーロ円債の発行体が行うスワップ取引はゴールドマン・サックス・インターナショナルが取引先となりますが、取引先の倒産等によりスワップ契約が不履行になるリスクがあります。その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。 |
| 流動性リスク | 組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。 |

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れユーロ円債に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。
- 流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ベンチマークについて

SBI・GS Nex Gen インデックス (代替エネルギー) (円ベース) (以下、本ページにおいて「本インデックス」といいます) は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル (グローバル・マーケット部門) が指数スポンサーとしてSolactive社からの協力をを受けて提供する独自のインデックスです。本インデックスの構成銘柄の選択および配分に関する部分の運営および計算は、一定のルール (株式分割などのコーポレート・アクションを含みます) に基づきSolactive社により行われています。必要に応じて計算手法の変更が行われる場合においてはインデックスの運用成果に大きな影響がある場合があります。

本インデックスはアクティブ運用されるものではなく、一定の予め定められたルールに基づきシステムティックにリバランシングされます。ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびSolactive社は、当該ルールに定める例外的な場合を除き、本インデックスの運営および計算に関して裁量的な判断や決定を行いません。

本インデックスの構成銘柄の選択および配分は、あくまで予め定められた当該ルールに定める方法にしたがって行われ、本ファンドの運用成果を最適化するものとは限りません。例えば、構成銘柄の価格が下落している局面において、当該構成銘柄を選択したり配分比率を増やしたりすることがあり、このような場合、本ファンドの運用成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、各銘柄に対して実質的なポジション構築を行い投資することで発生する費用については指数値の計算に内包され、一般的に観測される市場環境などの運用状況等によって変動し、よってあらかじめ水準を表示することができません。本インデックスは、投資テーマに適合した構成銘柄を選択するため、Solactive社の提供する自然言語処理アルゴリズムを用いています。このアルゴリズムは、その性質上、本ファンドの収益となる運用成果をもたらす構成銘柄を選択するとは限りません。また、このアルゴリズムによる情報処理の結果は、関連するキーワードがニュース記事等の対象情報においてどのような文脈で用いられているかに依存するため、選択された構成銘柄が実際に投資テーマに適合したまたは関連した事業を行っているとは限りません。本インデックスに関する過去の水準の推移や潜在的な収益に関する分析は、あくまで仮想的な状況に基づく見積りにすぎません。ゴールドマン・サックスおよびSolactive社は、本ファンドまたは本インデックスに関する将来の運用成果について何ら保証するものではなく、当該過去の水準や潜在的な収益は、将来の運用成果を何ら示唆するものではありません。

本インデックスのルールは本ファンドの委託会社に通知のうえ随時更新されることがあります。

本ファンドは、委託会社が設定および運用を行います。Goldman Sachs & Co. LLC.またはその関連会社 (以下「ゴールドマン・サックス」と総称します) は、本ファンドの設定および運用ならびに販売について一切の責任を負いません。ゴールドマン・サックスは、本ファンドの投資者に対し、明示・黙示を問わず、本ファンドおよび本インデックスの運用成果に関して、いかなる表明または保証も行っておりません。ゴールドマン・サックスおよびSolactive社は、本ファンドおよび本インデックスに関して、その品質、正確性または完全性について、何ら保証するものではなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害 (逸失利益を含みます。) について、契約、不法行為その他のいづれによるかを問わず、何ら責任を負いません。

本書には、ユーロ円債が連動するインデックスに関する説明が含まれていますが、インデックスの詳細については請求目論見書に掲載されています。

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ニューヨークの証券取引所の休業日 ・ニューヨークの商業銀行の休業日 ・ロンドンの証券取引所の休業日 ・ロンドンの商業銀行の休業日 ・委託会社の指定する日 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限（設定日：2021年8月31日（火）） |
| 繰上償還 | 次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき また、SBI・GS Nex Gen インデックス（代替エネルギー）（円ベース）が改廃されたとき（ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーとしての役割を終了する場合を含む）は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。 |
| 決算日 | 毎年8月15日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※ 税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。 |

本資料のご留意点

- 本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--------|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|----------|----------------------|----------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に年0.33% (税抜：年0.30%) を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日 (休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>実質的に投資対象とするユーロ円債^{※1}</td> <td>年0.15%程度</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担^{※2}</td> <td>年0.48% (税込) 程度</td> </tr> </table> | 実質的に投資対象とするユーロ円債 ^{※1} | 年0.15%程度 | 実質的な負担 ^{※2} | 年0.48% (税込) 程度 |
| 実質的に投資対象とするユーロ円債 ^{※1} | 年0.15%程度 | | | | |
| 実質的な負担 ^{※2} | 年0.48% (税込) 程度 | | | | |
| その他の費用 及び手数料 | <p>信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類 (目論見書、運用報告書等) の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p> | | | | |

※1 マザーファンド受益証券を通じて投資するユーロ円債の管理費用等

※2 ファンドが実質的に投資対象とするユーロ円債の管理費用等を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

| | |
|------|---|
| 委託会社 | SBIアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図、投資信託説明書 (目論見書) 及び運用報告書の作成等を行います。) 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います。) |
| 販売会社 | ※最終頁をご参照ください。 (受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。) |

